

令和 6 年度水耕栽培施設合理化整備工事
企画提案書募集要領

1 工事の名称

水耕栽培施設合理化整備工事

2 工 期

契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 工事の目的

本村では生活物資の大半を船舶に頼らざるを得ず、運搬に長時間を要する。ことから、特に葉野菜等は鮮度管理が難しく、市場規模が小さいこともあって、本島に比べて品揃えが少ない。また、台風等気象状況の影響を大きく受け、生鮮野菜等の長期欠品、価格急騰など、日常生活に影響を与える場合も少なくない。

このようなことから、過去に建てられた農業ハウスを再整備し、島民へ新鮮な葉野菜の安定供給、選択肢を広げることで、基礎的生活条件の向上を図る。

4 企画提案募集の要件

「令和 6 年度沖縄離島活性化推進事業 水耕栽培施設合理化整備工事仕様書」による

5 工事請負契約見積もり限度額

60,000 千円以内（消費税込み）とする。

当該提案額は、企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない。

6 応募方法等

(1) 参加申込

ア 申込期限：令和 6 年 5 月 31 日（金）17：00

イ 申込書等：参加申込書【様式 1】

会社概要【様式 2】

過去の業務実績一覧【様式 2-2】

※共同企業体での応募の場合は、構成予定者すべてについて【様式 2】及び

【様式 2-2】を提出すること。共同企業体協定書提出までに追加での提出可。

ウ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、申込期限必着)

※共同企業体での応募の場合は、代表事業者が申し込みを行うこと。

(2) 企画提案書

ア 提出書類等：企画提案応募申請書【様式3】 1部

企画提案書 10部（A4版縦横自由。表紙を除く20頁以内。頁数を打つこと）

※企画提案書の記載に当たっては、提案内容の理解を容易にするために

イラスト、イメージ図等を使用すること。また「業務企画提案仕様書」の「5 実施方法」を参照すること。

業務企画提案書の電子データ（CD-ROM） 1部

宣誓書【様式4】 1部

※共同企業体での応募の場合は、構成員すべてについて【様式4】を提出すること。

共同企業体協定書（該当の場合のみ）【様式6】 1部

イ 提出方法：持参、郵送(到着確認が可能な手段で、提出期限必着)。

※提出期限後の上記アの変更、追加は認めない。

(3) 質問事項について

ア 質問受付期間：令和6年5月13日(月)～令和6年5月24日(金)

イ 提出書類：質問票【様式5】

ウ 提出方法：質問事項がある場合は、質問票【様式5】をFAX又はメールで提出すること（受信確認 必要）。質問への回答は5月27日以降に参加者全員にEメールにて回答する。

7 応募者資格

次に掲げる要件をすべて満たす法人又は団体であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（※1）に規定する者に該当しないこと。

（※1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

(2) 提出書類の受付期間において、会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申し立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがされていないものであること。

(3) 指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(4) 本工事を行う意思及び具体的計画を有し、かつ、上記1に掲げる工事の内容を的確に実施できる能力を有すること。

(5) 今回の工事に際して、主として本工事に従事する正副4名以上の担当者を割り当て、本工事に係る統制及びその他事務について、十分な遂行体制がとれること。

(6) 県内に本店又は支店等を設置し、工事の実施に当たって必要時に現場へ職員の派遣を行い、速やかに調整等を行える者であること。

(7) 応募は単独に限らず共同企業体でも可とする。その場合の要件は以下のとおりとする。

ア 共同企業体を代表する事業者が応募を行うこと。

- イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、応募資格(1), (2), (3), (4)までの要件を満たす者であること。
 - ウ 共同企業体で、応募資格(5)の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の代表者は、業務完了後においても、共同企業体を代表して事業評価等に責任を持って対応することができること。
- (8) 過去に同様な事業の実績があり現在の運用、稼働していること。

8 審査

(1) 審査方法：

- ・北大東村に設置される選定委員会で総合的に審査し、工事請負候補者を1者選定する。
- ・企画提案書の提出後、必要があれば担当者によるヒアリングを行う。
- ・選定委員会では、応募者によるプレゼンテーションを実施する。
- ・ただし、応募者多数の場合は、一次審査（書類審査）を行い、選定委員会への参加者を選定するものとする。
- ・提出書類等の返却は行わない。
- ・工事請負先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。

(2) 選定委員会開催予定日：令和6年6月4日（火）9：00（予定）

※開催日時及び場所の変更がある場合は、【様式3】に記載する担当者宛てに連絡する。

(3) 審査結果の通知：選定委員会後申請書を提出した者に対して、文書で通知する。

(4) 工事請負契約の締結時期：令和6年6月中旬（議会承認後）

9 経費の計上

積算の費目は次の内容で作成し、各費目の単価、内訳及び金額の根拠を記載すること。

(ア) 直接人件費

(イ) 直接経費

- ・旅費：工事を行うために必要な出張に係る経費
外部専門家等の招集に係る経費
- ・謝金：工事を行うために必要な謝金（検証委員会に対する委員への謝金等）
- ・使用料：工事を行うために必要な会議室等に要する経費（会場賃借料、機材借料）
- ・消耗品費：工事を行うために必要な物品であって備品に属さないもの（ただし、本工事のみで使用されることが確認できるもの）の購入に要する経費
- ・備品購入費：水耕栽培施設合理化整備工事の製作に関する経費（各種機器及び棚等）
- ・鉄骨等海上輸送費：鉄骨等海上輸送費に関する経費
- ・工事費：農業ハウス内設備設置に関する工事費（鉄骨・配電・配管、基礎工事費等）
- ・印刷製本費：①事業を行うために必要な印刷製本に関する経費（募集要項等、会議等資料）
②事業成果報告書作成に関する経費（報告書10部、概要版10部）
- ・通信運搬費：事業を行うために必要な通信運搬費（ただし、本事業のみで使用されることが確認できるもの）
- ・その他(事業を行うために必要な経費のうち、本業務のために使用されることが特定・確認できるものであって、上記の経費に区分されないもの)

(ウ) 一般管理費（直接人件費(ア)及び直接経費(イ)の合計額の10%以内）

(I) 消費税（旅費を除いた全ての経費にかかる10%の消費税額）

10 契約について

- (1) 本事業は、沖縄離島活性化推進事業を受けて北大東村が実施する事業であり、工事の内容や積算の費目等は、諸事情により変更することがある。

11 その他

- (1) 企画提案に要する経費、選定委員会に参加する経費などについては、参加者の負担とする。
- (2) 企画書に記載した担当者等は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の経験、見識を持つ者とし、村の了承を得なければならない。
- (3) 選定に関する審査内容及び経過などについては公表しない。
- (4) 1事業者（1共同企業体）当たり、提案は1件とする。
- (5) 募集要領に適合しない応募は無効とする。
- (6) 事務取扱については、沖縄県の休日を守る条例(平成3年沖縄県条例第15号)第1条第1項に規定する県の休日を除く、9時から17時までとする。

12 提出、問い合わせ先

北大東村役場経済課 大城 義久

〒901-3902 沖縄県島尻郡北大東村字中野 218 番地

T E L : 09802-3-4033 F A X : 09802-3-4406

E - m a i l : yoshihisa.o@vill.kitadaito.okinawa.jp